

学 校 経 営 方 針

校長 松本 雅史

《学校教育目標》

◎ 思いやりのある子 ○ よく働く子 ◎ 工夫する子 ○ 元気な子

I 学校経営の基本方針

学習指導要領に基づき、小平市教育振興基本計画を踏まえて教育課程を実施する。
「確かな学力、豊かな人間性、健康な体」を基盤とし、コミュニティ・スクールとして
15年目、対話を通して保護者、地域と一体となった学校づくりを目指す。

1 児童が笑顔で過ごし、自ら考え、仲間と夢を叶える学校

（※身近な夢から叶える ※自らの夢と仲間との夢、それぞれを叶える）

すべてのこどもが自分らしさを出せ、学校生活を安全に、安心して笑顔で過ごせるよう、友達や教職員との出会い、対話、響き合いを大切にする。こども発案の活動に力を入れ、人と関わる中で、こどもが自ら考え、仲間と夢を叶え、達成感や成就感がもてる指導を工夫する。教育環境を整え、夢や感動を与える教育活動を行う学校・学級づくりを行う。

2 教職員がそれぞれの立場でよさを発揮して、自ら活躍する学校

教職員発案で授業改善・校務改善に努め、愛情をもって専門性を発揮する。服務は厳正に、人間関係は「お互い様、おかげ様」と和やかにする。行政系学校職員は自らの視点で気づいたことを発信する。全教職員が自らの人間性や創造性を高め、組織的、効果的な教育活動を行うことができるよう、スクラップ アンド ビルドを推進する。

3 保護者や地域社会に信頼され、地域とともにある学校

コミュニティ・スクールとして、学校教育を通してよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、新しい時代に求められる資質・能力をこどもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す。学校経営協議会を中心に家庭や地域に学校の経営方針や教育活動を積極的に公開する。また、家庭・地域・学校が対話を積み重ねて信頼関係を築き、連携・協力しながらこどもたちを育て合い、支え合う学校づくりを行う。

II 学校経営の具体的な方針

1 人権尊重の教育

- (1) 差別や偏見をなくし、人との関わり合いや対話を通して、自分と異なる価値観も尊重する力を育む。そして、自分のことも他の人のことも大切にする感覚を育み、一人一人の自己実現を図る。
- (2) 児童の状況を把握し、いじめの早期発見、早期解消に努める。チーム学年を機能させ、組織的な対応でいじめ未解決ゼロの指導を徹底する。
- (3) 人権研修や声の掛け合いを通して職員の人権意識や感覚を磨き、日頃の指導に生かす

- (4) キャリア教育を実践するとともに、アスリートや地域で活躍する人から学んだことを生かして、異文化や障がいについての理解を深める。また、ボランティア活動への参加意欲を醸成し、地域をよりよくしようとする心、自他を認め合う心を育成する。

2 「思いやりのある子」「工夫する子」の育成

- (1) 教育目標の重点を「思いやりのある子」「工夫する子」とし、キャリア教育を通して、全教科・領域等に焦点を当てる。発達段階に応じた児童発案の活動に力を入れ、指導方法の工夫・改善を進める。
- (2) 全教科・領域等を通して、体験的な学習、問題探究的な学習を積極的に取り入れ、児童相互が協力しながら主体的に活動し、学び方を身に付けさせる。
- (3) 各教科や道徳、学級活動の時間等の関連を図り、総合的な学習の時間や異年齢で構成するブロック班活動を通して、思いやりの心や工夫する意欲を育てる。

3 学級・専科等経営の充実

全教職員で組織的に児童の実態を的確にとらえ、発達年齢に応じた児童発案の活動による落ち着いた学級づくり及び教育目標の達成に向けて教育活動を計画的に組織する。すべての学級・すべての専科等経営の充実のため、次のことに努める。

- (1) 児童の人格を尊重し、温かい人間関係を築く。
- (2) 児童が身に着けるべきことを組織的に指導した上で、児童の長所を認め、讃え、短所の克服ができるように励ます。
- (3) 児童が対話をしながら共に認め合い、励まし合い、高め合う雰囲気をつくる。
- (4) 児童から信頼されるよう教師自身が人格を磨き、資質を高める。

4 学習指導の充実

児童が自ら考え、自ら夢を叶える力を育むため、各教科・領域等の関連や系統性を組織的につくっていく。その中で分かる喜びや学ぶ喜びを味わわせる。言語能力の向上を図り、感じる心を育むため読書活動を推進し、生涯学習の基盤を培う。また、発達年齢に応じて自らの学習を自ら考えてつくり、学び続ける意識を育てる。

- (1) 児童が興味・関心をもって学習する「わかる・できるようになる授業」を展開することを基本とし、一人一台の学習用端末を活用して個に応じた指導を工夫する。
- (2) 問題解決的学習や体験的学習を取り入れ、主体的・対話的で深い学びを実践する。
- (3) 道徳科、外国語・外国語活動をはじめ各教科等の指導と評価の工夫を図り、評価の結果を次の指導の改善に役立てるよう指導と評価の一体化に努める。
- (4) 学習の遅れや学校不適應になりがちな児童への指導を、学習用端末等も活用しながら支援する。基礎学力の定着に向け、モジュールの時間や学期末のサポートを行う。
- (5) 家庭との連携を図り、日々の学習を通して望ましい学習習慣を身に付けさせる。
- (6) 校内研修では、「夢を描き、追い求め、実現する児童」を育成するため、探究プロセスを充実させ、授業研究を含めた全教育活動の実践を通して指導力を高め合う。
- (7) 教室環境・言語環境の整備に努める。
- (8) 研修を通して体罰や性暴力、ハラスメント等の服務事故を防止し、信頼に基づく指導

を行う。

- (9) 家庭学習でも、発達年齢に応じて学習用端末を活用させたり、自らの学習を自ら決めさせたりして、児童が自ら学び続けていける指導を行う。
- (10) 開校60周年を通して学んだことを、今後の教育活動に生かしていく。
- (11) 個別最適な学習へのAI活用や、評価のあり方について検討を進める。

5 生活指導の充実

一人一人の児童に対する理解を深め、保護者の願いを踏まえ、発達年齢に応じた児童発案の活動を取り入れながら、児童が生き生きと意欲的に学校生活を送ることができるよう努める。教育相談的手法を重視し生活指導全体会や特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等を活用し、組織的、計画的な生活指導に努める。

- (1) 身に着けるべき基本的な生活習慣、行動様式を組織的に身に付けさせ、社会性を育む。
- (2) 礼節を重んじ、自主的で目の前の楽しさに流されない強い心、思いやりの心を育てる。
- (3) 児童間のトラブルや課題の解決に向け、保護者や地域と共通理解を図り、中学校、幼稚園、保育園、専門機関、スクールロイヤー等とも必要に応じて連携していく。
- (4) 生活指導の情報交換を緊密に行い、指導の共通理解、組織的な早期対応に努める。

6 健康・安全指導の徹底

心身共に健康な児童の育成のため、発達段階に応じた児童発案の活動を取り入れながら体力の向上に努め、健康・安全指導を徹底する。

- (1) 命の尊さの理解と健康や安全の維持増進のため、望ましい習慣を身に付けさせる。
- (2) 校内の点検活動を徹底し、安全な施設・設備の管理に努める。
- (3) 流行性の疾病、喫煙、薬物乱用、病気や虫歯等に関する指導の工夫・改善に努める。
- (4) 健康診断や身体測定、体力テスト等の結果や学校保健委員会の助言から、体育的活動や日常の外遊びを意図的・計画的に行い、体力を増進し、健康指導の充実を図る。
- (5) 食育の充実を図り、家庭と連携して健全な食生活とその実践力を身に付けさせる。

7 環境整備・校舎内外の美化

児童の情緒の安定と豊かな情操の育成のため、地域ボランティアの力を得たり、児童発案の活動も取り入れたりしながら、教室、廊下、校庭、トイレ等、学校の隅々まで配り、努力、指導が感じられる環境を整える。

- (1) 清掃活動で掃除の仕方を指導し、協力して清掃する意欲や態度とともに、自分の学校に愛着をもち、校舎内外を大切にする心を育てる。
- (2) 校舎内の整理・整頓に努め、諸掲示などを工夫して環境美化を推進する。
- (3) 校舎外（花壇、教材園、飼育小屋、池等）の環境整備と美化に努める。

8 運営組織の活性化と人材育成

全教職員が心身共に健康で職務にあたれるよう、業務を積極的に見直しスリム化を進め、スクラップ アンド ビルドを断行する。自らの発案と創意で職務を活性化する。

- (1) 各組織は仕事の内容と責任を明確にし、互いに長所を出し合い、過去の創意工夫した

活動がなされるように努める。

- (2) 各組織が報告・連絡・相談を密にして連携をとりながら協力して実践に努める。

(校務部会、学年・専科会、経営会議の充実)

- (3) 日常の対話を通して、協力的な人間関係を確立する。
- (4) 主幹教諭・主任教諭は職層に応じて教員の指導育成（人材育成）に努め、キャリアに応じて求められる資質の向上を図る。

9 家庭・地域社会及び中学校との連携

児童の人格形成を図るためには、家庭・学校・地域社会が相互の教育機能を十分に発揮して、その責任を果たすことが必要である。これらが相互に連携し、対話をしながら総合的に教育効果を高めるように努める。

- (1) コミュニティ・スクールの機能を生かして、児童が地域で放課後や土曜日等に様々な活動ができる場や機会の工夫・整備に努める。
- (2) 保護者会、個人面談、世代を超えたおしゃべりタイム等を通して、児童の共通理解に努める。相談できる信頼関係を築き、保護者や地域との対話を通して相互理解を深め、児童の健全育成に努める。
- (3) 地域の伝統文化や地域社会の教育力を活用する。読書指導等で地域ボランティアや保護者をゲストティーチャーとして招く授業を実施する。
- (4) 地域の活動（青少年対策八小地区委員会や町会の行事、祭り等）との連携を図る。
- (5) 「放課後子ども教室」が地域社会全体で子どもの豊かで総合的な人間性を養っていくための基盤であり、大切な居場所であることを踏まえ、連携・協力を進める。
- (6) 小平第三中学校、花小金井南中学校や就学前に在園する近隣の幼稚園、保育園、及び武蔵野大学との連携を積極的に図る。
- (7) 花小金井南中学校区（五小、八小、花小金井小、花小金井南中）の教員が定期的に集まり、小中学校が連携して教育諸課題の改善を図る。
- (8) 鈴木遺跡資料館や鈴木小と連携し、国指定の鈴木遺跡や八小遺跡について児童が学び、郷土を愛する心を育む。開校60周年で学んだことを、次世代に引き継ぐ。

10 地域とともにある学校

八小コミュニティ・スクール学校経営協議会を核として、地域、保護者、学校の連携を一層強め、対話や熟議をしながら地域とともにある学校づくりを充実させる。

- (1) 道徳授業地区公開講座、学校公開日を設定し、授業を公開する。
- (2) 学校・学年・学級・保健通信等を計画的に発行し、ホームページを活用して、日々の教育活動の様子を伝える。オンラインでの発行も推進する。
- (3) P T Aや青少年対策八小地区委員会、放課後子ども教室実行委員会等が主催する地域行事に教職員も可能な範囲で進んで参加し、交流を広げ深める。
- (4) 学校行事、P T A活動、学校公開等では、保護者が多く出席しやすいように配慮し、学校の考えや活動の実態を明らかにし、理解と協力を願う。
- (5) 「地域防災を考える会」と連携し、防災の拠点としての学校のあり方を追究する。